優先株配当金（公的資金分）										
優先株配当金（民間調達分）						—	—	—	—	—
１株当たり配当金（普通株）						—	—	—	—	—
１株当たり配当金（優先株）						—	—	—	—	—
配当率（普通株、公的資金分）						—	—	—	—	—
配当率（普通株、民間調達分）						—	—	—	—	—
配当率（優先株、公的資金分）						—	—	—	—	—
配当率（優先株、民間調達分）						—	—	—	—	—
配当性向						—	—	—	—	—

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法附則第26条第３項の規定により適用する法第５条第１項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

２　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

様式第十三（附則第42条関係）

［様式を加える。］

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第27条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第１　経営強化計画の実施期間

第２　金融組織再編成の内容及び実施時期

第３　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第４　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第１項の規定により法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

第５　経営の強化に伴う労務に関する事項

第６　業務実施金融機関における収益の見通し

第７　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）